

## Q&A 「キャラクター」に関する知的財産法

### 「キャラクター」が保護される場合の著作権性 (共同著作物及び職務著作等について)

弁護士 松村 美母衣

**Q** 著作権法により「キャラクター」が保護される場合、著作者はどのように認定されるか。複数名で「キャラクター」を創作した場合や企業内のデザイナーが「キャラクター」を創作した場合はどうなるか。

**A** 1 はじめに  
本件連載企画の第1回において、人々の間で共有される抽象的なイメージとしての「キャラクター」自体は著作権法上の保護対象にならず、具体的な表現物である「著作物」として特定されて初めて、「キャラクター」が創作物として著作権法上の保護対象となることを学んだ。では、その上で、誰がその著作物を創作した「著作者」として認定されるのか。この点については、著作者性の概念を理解した上で、「キャラクター」が創作される具体的な場面を念頭に置いて検討する必要がある。

また、近年は、利用者（ユーザー）が「生成AI」<sup>1</sup>に既存の情報データをプロンプトし、その情報を基に、新しいコンテンツが自動的に生成される方法も世の中に当たり前に受け入れられるようになってきている。AIによって生み出された「キャラクター」の著作者は誰と認定されるのか。AI生成物の著作者性についても、発展的な問題として取り扱うこととする。

そこで、以下では、2において著作者性について基礎的な内容を踏まえて解説した後、3において「キャラクター」が著作物として保護される場合に関し、判例を踏まえ整理した上で、複数名が「キャラクター」の創作に関与した場合（「共同著作者」）や企業内のデザイナーが「キャラクター」を創作した場合（「職務著作（法人著作）」）を検討し、4においてAIによって生み出された「キャラクター」の著作者性について述べる。

---

1 生成AI（Generative AI）は、認識、推論、言語理解、問題解決など人間の知能と同様の知的行動をコンピュータで実現する技術であるAIのうち、画像生成AI、作曲AI、文章を生成する大規模言語モデル（LLM）等の何らかのコンテンツを生成するAIを指す。上野達弘『「AIと著作権」の過去・現在・未来』上野達弘=奥邨弘司編著『AIと著作権』（勁草書房・2024年）2頁参照。以下、単に「AI」という。

## 2 「著作者性」について

### (1) 著作者が有する権利

著作権は、創作された著作物に発生する権利である。そして、著作権法はこの著作権が帰属する主体を「著作者」とし、「著作物を創作する者」と規定する（著2条2号）。

著作者人格権は、公表権（著18条1項）、氏名表示権（著19条1項）、及び同一性保持権（著20条1項）からなり、著作権は、著作権法21条から28条までに規定される権利を指すが、著作者はこの著作者人格権及び著作権を享有する主体となる（著17条1項）。

そのため、著作者は、自身が創作した著作物を他人に無断で使用されないために、著作者人格権及び著作権に対する侵害に対して、差止請求権（著112条）及び損害賠償請求権（著114条）を行使することができる。

その意味で、著作者が誰になるのか、という点は実務において非常に重要である。

### (2) 著作者の認定方法

#### ア 「創作者主義」及び「無方式主義」

著作者とは「著作物を創作する者」と規定されることから（著2条2号）、著作物の創作過程に基づき客観的に認定することができる。そして、著作者は、原始的に著作者人格権及び著作権を取得するため、原則として「創作者主義」<sup>2</sup>が採られている。

著作者人格権及び著作権は、特許権のように権利の発生に出願や登録等の行為を要するものではなく、著作物が創作された時点で成立するものであるから、「無方式主義」が採られている（著17条2項）。

#### イ 著作者の推定規定

##### (ア) 著作権法14条

創作者の頭の中でアイデアがどのように巡り、どのタイミングで創作物が世に出るか、受け手側はその過程を知り得ない。著作物の創作に全く関与していない受け手側が、創作者が著作物を生み出す、まさにそのタイミングに「著作者」を認識する機会は少ないことから、「著作物」が誰か認定することは現実的ではない。また、「著作者」にとっても、自分自身が当該著作物を創作した者であることを立証することは容易ではない。

この点、著作権登録がされていれば（著75条3項）、著作者と推定されるが、多くの著作物はこの登録がされていないのが実情であり、著作物の創作に全く寄与していない第三者が著作者を確認することは困難である。

そのため、著作権法は第14条で「著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。」と規定しており、著作者の推定規定を定めている。本条の推定を受けるためには、①現作品への氏名等の表示または公衆への提供もしくは提示の際の氏名等の表示、②実名または周知な変名の表示、③通常の方法による表示、のいずれの要件も充たす必要がある<sup>3</sup>。

2 著作権法はこの例外として、職務著作に関する著作権法15条と映画著作に関する同法29条を規定する。職務著作については「3・(4)」で後述するが、映画著作については割愛する。

3 半田正夫・松田政行『著作権法コンメンタール1〔第2版〕』（勁草書房・2015年）713頁から714頁